

【韓国】特許・実用新案審査事務取扱規程の改正-2025年1月1日施行

2025年1月1日、特許・実用新案審査事務取扱規程が改正されました。これに伴い、分割出願の審査順番等が変更されました。

主な改正点は以下の通りです。

① 分割出願の審査

従来、分割出願の審査は、原出願の審査請求順に従い迅速に行われていました。一方、改正後の規程では、分割出願の審査は、原出願ではなく、分割出願の審査請求順に従って審査されることとなりました。このため、分割出願の審査着手日が、従来より遅くなることが予想され、分割出願が繰り返されるたびに特許権の存続期間が短くなる可能性が高くなります。

上記規程は、2025年1月1日以降に審査が行われる出願に適用されます。

② 特許審査ハイウェイ(PPH)出願の審査着手期限

PPH出願に対する審査着手の期限は、改正前の規程では、優先審査決定日から4ヶ月と定められていましたが、改正後の規程では、優先審査決定日から3ヶ月に短縮されました。これにより、PPHによる優先審査出願に対しては、より迅速に審査結果が出るものと予想されます。

上記規程は、2025年1月1日以降にPPH申請が行われた出願に適用されます。